

財務省告示第四百十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十九年十一月十五日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率
利付国庫債券（二年）（第二百六 十二回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十九条法律第二十三号）	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	株式会社ゆうちょ銀行による引 受け	額面金額で三千三百九十八億 円	三千三百九十九億四千六百十一 万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。	平成十九年十一月十五日	額面金額百円につき百円四銭三 厘	年〇・八パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額  
十五 償還金額  
十六 元利支  
十七 払込期日

平成二十年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成二十一年十一月十五日日本銀行額面金額百円につき百円  
平成十九年十一月十五日